

## 外部評価結果を踏まえた今後の対応について

施策		外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局	
1	市民主体の健康づくりの推進	1	本市には小規模な企業が多く、社員の総合検診の受診に関し、事業主が徹底しきれていない一面もあると思われる。状況を把握し、必要に応じ検診の曜日や時間を考慮して、総合検診を実施すべきである。	引き続き、日曜日検診(がん検診)の実施や、社会保険者の検診委託機関と調整し、社会保険被扶養者も総合検診で特定健診を受けられるように配慮を行う。また、国民健康保険加入の社員については、丹後労働基準監督署や労働基準協会を通して、総合検診の受診を勧める。 加えて、平成23年度は、一部の事業所と連携をし、総合検診の案内チラシを配布する。	健康長寿福祉部
		2	各町にある保健センターの中で、市民の健康の維持・増進を図るという設置目的が薄れているところについては、費用対効果を踏まえ早急に廃止し、必要に応じ別の用途で有効に活用すべきである。	利用が少ない保健センターについては、市民サービスの提供に十分配慮しながら、機能の見直しや、別の用途での有効活用について検討する。	
		3	優先度が低い事業として選択された「地域健康づくり推進事業」は、食生活改善推進員のより主体的な活動を促進し予算縮小を図るとともに、「機能訓練事業」は、市の方針や財政状況を踏まえ、生きがいデイサービスでの代替を図るべきである。	地域健康づくり推進事業は、食を通じた健康づくりを食生活改善推進員とともに進める事業であることから、市として、今後も食生活改善推進員の活動を助言、指導を行う。 機能訓練事業については、生きがいサービスの事業展開を踏まえつつ、効果的・効率的に事業実施ができるよう検討する。	
		4	めざす目標の指標について、各検診の受診率が示されているが、施策の目的からすると、健康な人をどれくらい増やすか、また、健康づくりのリーダーをどれくらい育成するかというような目標を設定し、施策展開を図るべきである。	健康づくりを推進するための健康増進計画で、検診受診率の目標の他にも具体的に食生活、運動、歯の健康、適正な嗜好、こころの健康など9つの目標を掲げており、平成23年度は中間評価し、計画の見直しを行う。 よって、この計画の中で、健康づくりを推進する人材の育成や、市民の健康増進についての指標を設定し、施策展開を図っていくこととする。	

	施策	外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局
2	共に生きる障害者福祉の充実	<p>1 施策目的の実現に向け、事業構成には次の3つの課題があるため、改善を図るべきである。</p> <p>①個人等への補助・手当給付事業が多い。</p> <p>②障害に対する市民の理解や支援に向けた啓発事業が見られない。</p> <p>③就労対策事業が弱い。</p>	<p>①については、国における障害福祉サービス以外にも地域の実情に応じたきめ細かなサービスの充実が求められている中で、市民要望等に応えるべく、逐次、事業を実施してきたが、事業の必要性、効果を改めて検証し、施策展開を図っていくこととする。</p> <p>なお、平成23年度は、通所費等助成事業の給食費助成について、入所等での食費との整合性を踏まえ、助成単価を100円から50円に引き下げることにしている。</p> <p>②については、障害者週間での催事や街頭啓発は、障害者団体と連携して実施しているが、外部評価の指摘にあるように、今後、連携強化を一層図り、事業効果の向上を目指す。</p> <p>③については、取組みとしては、市役所での短期職場実習、障害者雇用奨励金の交付、就労準備講座の開催などを実施してきたが、今後、企業との連携協議を進め、障害者雇用等の推進を図る。</p>	健康長寿福祉部
		<p>2 個人等への補助・手当給付事業について、国や府がサービスを減らした部分を市が肩代わりしているのであれば、国や府がサービスを減らした主旨を踏まえ、市としてどうあるべきか再検証し、その上で見直しを図るべきである。仮に、見直しを行わない場合は、市が肩代わりする必要性を明確に示すべきである。</p>	<p>心身障害者扶養共済制度掛金助成事業は、障害者の保護者が制度に加入され、掛金を納入された場合に、加入者、京都府、市の三者で3分の1ずつ負担し合ってきたものであるが、平成20年度以降京都府の助成割合が段階的に引き下げられ25年度には無くなる。</p> <p>現在、負担割合は、府負担以外を加入者と市で折半している。市の負担も増加することとなってきたが、加入者の負担も増えており、また、保護者亡き後の障害者を支援するために事業を維持してきている。今後、他市の状況を参考に事業を検証する。</p>	
		<p>3 優先度が低い事業として選択した事業の内、特に『障害者等手当支給事業』『身体障害者手帳等交付事業』は、様々な状況を踏まえ、廃止を含めた事業内容の見直しを検討するべきである。</p>	<p>障害者等手当支給事業については、国の法定受託事務である特別障害者手当・障害児福祉手当給付と、市単費事業である介護者支援金給付の2つで構成されている。介護者支援金については、該当者も少なく、特別障害者手当等の支給世帯との支給の重複もあることから、制度の見直しを含め検討する。</p> <p>また、身体障害者手帳等交付事業は、事業効果や他市の状況を参考に検証する。</p>	
		<p>4 障害に対する啓発事業を効果のあるものにするため、障害者福祉課だけでなく子ども未来課、市民協働課などと連携して展開するべきである。</p>	<p>外部評価の指摘にあるように、1課だけの行事とせず、連携を図り、人権の大切さ、支え合い、助け合いの地域づくりが進むよう、今後、効率的で効果のある取り組みを進める。</p>	
		<p>5 障害者の就業状況や、障害者の就業に協力している企業の周知など、障害者の現状や支援状況を市民に理解してもらうための工夫が必要である。</p>	<p>障害者の一般就労への取組みは市内の障害福祉サービス事業者の就労訓練等に負うところが多いが、行政としても、平成19年度以降、短期職場実習や雇用奨励金の交付を通して、支援を行っており、また、平成22年度では、基本となるコミュニケーション能力や働く力を養うための就労準備講座を実施した。</p> <p>今後、このような行政の制度や取組み、また企業が実施している取組みについて、市民や企業への周知を強化し、障害のあるかたが頑張っておられる姿を伝えていく。</p>	

施策		外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局	
3	自然環境の保全と創造	1	「自然環境の保全と創造」という施策であるが、「創造」ということに見合った施策方針や事業がない。「創造」ということに見合った事業の実施か、あるいは「創造」を削除するなど、今後の方向を検討・整理するべきである。	より良い自然環境を創造していくため、平成23年度には森林ボランティア事業により白砂青松の美しい海岸林の再生に取り組むとともに、国の環境保全型農業直接支援対策を活用して、農村において多様な生物が生息できる環境づくりに取り組み、安心・安全な農業への支援を行うことを予定している。	農林水産環境部
		2	「豊かな自然環境の継承」という施策方針について、どのように筋立てて自然環境を継承するのか見えにくい。50人くらいの参加で実施されている事業が個々にあるというのが現状であり、これらのことで自然環境の保全・継承を図ることができるのか疑問である。他の施策や民間活動との役割分担を踏まえ、進め方を明確に示すべきである。	「自然環境の保全・継承」を図るためには、市民や市を訪れる旅行者などの環境保全意識の高揚が大切であり、これまでから続いている自然観察会などをさらに継続して、これらの取り組みを広く啓発するとともに、環境基本計画推進委員会において、今後の取り組みについて検討する。	
		3	豊かな自然環境を継承していくためには、子どもに対する事業も重要であるが、子どもは大人の姿を見て成長するため、大人のマナーに対する事業展開が必要である。また、教育分野との連携・調整により、効率的・効果的な事業展開を一層図る必要がある。	平成23年度に、環境にやさしい暮らし方を提案する冊子を作成する予定としており、生活様式の見直しやマナーの向上などの普及に努めることとしている。また、市内の企業や団体などの体験可能な環境学習の情報をまとめたプログラム集を作成し、教育分野等での活用を促進することとしている。	
		4	市の木でもあるブナが生息するブナ林は、全国的にも貴重な自然林であることから、PRを強化するべきである。他方で、学識者の意見を踏まえて慎重に保全していくべきである。	ブナ林観察会については、平成23年度から自然保護団体が主体で開催するよう変更した。観察会をとおして多くのかたに素晴らしい自然環境を体験していただくことで、PRにつながるものと考えている。内山ブナ林を担当する京都府自然環境保全監視員として、本市から2人の方に長年勤めていただいております。現地のことに精通しておられるので、逐次意見を伺いながら保全に努める。	
		5	地球温暖化防止対策は世界的、全産業的な課題であることから、個人レベルの取り組みで効果を求めることに疑問がある。地球温暖化防止に向け、「エコドライブ普及促進事業」が、あえて市が実施すべき有効な方策なのか再検証すべきである。	地球温暖化対策は世界的、全産業的な課題ではあるが、民生部門においては個人が積極的に取り組むことが重要である。エコドライブ普及促進事業については、平成23年度は予算を計上せずPRに努める。	

施策		外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局
4	新しいエネルギーの導入と活用	1 「省エネ・グリーン化推進事業」で、公共施設に太陽光発電設備を設置する計画であるが、市民レベルでも太陽光などの発電設備を一層設置しやすいよう、他市の状況も参考にして事業を展開するべきである。	太陽光発電施設の設置補助は国と府で実施されるため、本市では地域の特性である海風を生かした小型風力発電システム及び地域の森林資源を活用する薪ストーブ・ペレットストーブの設置に対して補助することとしている。	農林水産環境部
		2 エコエネルギーセンターの管理運営に年間約2,000万円を投入している。毎年多額の経費を要する当施設について、その設置意義や市にどのような展望や利益をもたらすのか明確にしながら、管理運営を行うべきである。	エコエネルギーセンターを資源循環の中核施設として活用するため、平成22年度からモデル的に取り組んでいる家庭の生ごみ分別・収集やモデル圃場での液肥を使った栽培実証などによって廃棄物の減量及び環境保全型農業を推進することとしている。	
		3 エコエネルギーセンター事業については、費用対効果を踏まえた事業展開に一層努める必要がある。ただし、センターには、環境学習の場や観光資源といった付加価値がある。その成果目標を示し、センター全体としての費用対効果を検証しつつ事業展開を図るべきである。	再生可能エネルギーの生産や資源の循環を学ぶことが出来る施設として環境学習での利用は非常に有効であると考えており、学校へ対しても学習プログラム等の積極的な提供を行うこととしている。また、視察者も年間を通じて訪れており、生ごみ資源化や環境保全型農業の取り組みも含めた総合的な事業展開を図っていく。	
5	地域コミュニティの強化	1 合併により一層、地域コミュニティの自立性が重要とされる中、「地域まちづくり計画」は、たいへん有効なものと思われる。この計画策定を促進すべきである。	地域まちづくり計画の策定は、評価結果のとおり大変有効なものと考えており、既に策定された計画(6地域)の具体的事例を市ホームページで公開するなど啓蒙に努め、さらに計画策定を促進する。	市民部
		2 次のことに取り組み、施策展開を図るべきである。 ① 地域づくりに対する学習機会や情報交換の場の提供等 ② 地域づくりに携わる人材の育成 ③ コミュニティ同士が連携する範囲の見直し ④ コミュニティ同士が連携し、活動する拠点の整理	平成22年10月に京丹後市まちづくり委員会からの答申を尊重し、地域のまちづくりを自治と協働により進め、また、地域の組織づくりを促進する。加えて、地域リーダーの育成を図る。 具体的事業として、「地域サポーター」の設置、「地域づくりアドバイザー登録制度」の創設、「市民協働のまちづくり事業」の拡充(地域リーダー育成支援を追加)、「市民力活性化推進プロジェクト事業」の継続等により施策展開を図る。	

	施策	外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局
6	商工業の振興	1 市としてできることを何でも実施しようとする姿勢は評価できる。しかしながら、限られた財源の中で、市として、どのような商工業の振興を目指すのか、具体的な将来ビジョンを明確にして施策展開を図るべきである。	短期的な施策としては、商工業関連団体である京丹後市商工会、丹後機械工業協同組合、金融機関などの意見を踏まえながら振興施策を実施していく。 中・長期的な振興については、経済・経営環境や経済トレンドが劇的に変化していく現在において、企業経営と同じく中長期でのビジョンが描きにくい状況にはあるが、市総合計画の基本計画をベースに、その実施計画を随時見直し(ローリング)しつつ、現在検討している「京丹後市商工業総合振興条例(案)」において振興施策の包括化・体系化を図りながら、施策展開を図っていきたいと考えている。	商工観光部
		2 雇用創出のためには企業誘致が必要である。ただし、地元業者の経営が悪化しないような企業誘致を行うべきである。	平成22年度に森本工業団地が完成したことを踏まえ、平成23年度においては企業・工場誘致フェアへの出展等、積極的な企業立地推進活動を実施していくこととしており、立地業種については、地元産業に影響が出ないよう、市内産業の均衡ある発展に配慮しながら進めていきたい。	
		3 不況の中では、特に人材の確保・育成が重要である。この点を踏まえて施策展開を図っていくべきである。	雇用・就業機会の創出を図るための事業、解雇の予防を図るための事業等を実施しているが、雇用の安定・確保をより一層推進するため、人材育成等の事業主及び求職者向けのセミナー等の実施を行なっていくこととしている。	
		4 不況の中で成果を出すことは非常に難しいが、費用対効果ということが見えなければならない。例えば、利子補給したことによる企業の成長がどうなのか、わかるようにすべきである。	厳しい経済状況を克服し、更なる商工業の振興を図るため、現段階では市内の中小零細企業等を倒産させずに全力で支援することが不可欠である。 倒産防止と成長促進のためには、企業の”血液”とも言える経営資金の確保が極めて重要であり、それゆえ有利な条件での資金調達の円滑化を図り、経営の安定化や成長を促進していくため、保証料補助と合わせて利子補給を実施している。 利子補給を受けた中小零細企業等の成長を的確に把握する項目はないが、各種統計調査から事業者数、従業員数、製造出荷額などを把握する中で企業の成長を考察できるか研究したい。	

施策		外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局	
7	京丹後ブランドの販売戦略	1	茶、特A米など他にもブランド商品があるにもかかわらず、チャレンジショップ事業しか見えない。茶・特A米など農林分野のブランド商品を含め、市のブランド商品が何かを整理した上で、具体的な将来ビジョンを明確にして施策展開を図るべきである。	この施策の中では京丹後ブランドチャレンジショップ事業しかないが、お米や野菜、丹後ちりめん、観光などは、「農林業の振興」「商工業の振興」「観光の振興」といった他の施策の中で、その活用や販売促進などは整理されている。	商工観光部
		2	本市には、よい作物を作っても販路を持たない、あるいは、販路を持っていても販売力が弱い農家が多い。良い作物が認められる機会を増やして、京丹後ブランドの確立につなげ、本市の発展を図るべきである。	1次製品の販路については、農林水産環境部のほうで「京丹後市農産物流通戦略会議」を立ち上げ検討を進めているほか、地場産業振興センターが国のICT事業を活用して、大手インターネットサイトと連携して1次製品の集出荷・販売システムを構築したので、新たな取り組みとして支援していく。	
		3	商工観光部と農林水産環境部との連携等、市の各部局間の連携を密にして、施策展開を図るべきである。	観光振興計画の中では、食や体験という面で農業分野は重要な観光資源と位置づけられている。また、京丹後ブランドチャレンジショップにおいて、募集した特別栽培米生産者のお米のお試し(少量)販売や農家による直接販売を実施してお米のPR事業を展開するなど、農商工連携、6次産業の推進に向け徐々に連携していく。	
		4	京丹後ブランドをどうするかということ、地域をどう活性化していくかということ絡めて、コミュニティビジネスを促進することも検討するべきである。	地場産業振興センターのICTによるインターネット販売を通じて、農業者や生産者が計画的生産や販売技術を身につけ、所得の向上をはかれるようしくみ作りが検討されている。さらには農業者や生産者の有志によるLLP(有限責任事業組合)が立ち上がり、地域の集出荷や販売の中心となるなど新たなビジネスモデルが形成されつつあり、取引先の紹介など支援を実施する。	
8	適正な土地利用の推進	1	都市計画マスタープランの必要性は理解できる。ただし、マスタープランは規制の一面もあるため、計画策定に当たっては、都市としての魅力や活力を高め、市民生活の利便性を向上できるように、市民の意見を踏まえ、柔軟な対応を図るべきである。	都市計画マスタープランの成案化・区域再編については、京都府の都市計画審議会の審議、公聴会、大臣同意等の手続きを要するとともに、その前段で、本市の議会議決も必要であり、当然ながら市民への説明も含め、丁寧な対応に努める。そのため、平成23年度は「都市計画広報紙」を発行する予定である。 また、適正な土地利用の基礎となる「地籍調査」については、その調査・研究を行う。	建設部
		2	都市公園施設の指定管理制度の活用については、地元雇用を守るという視点も踏まえ、委託するべきである。	都市公園施設の管理については、民間事業者等のノウハウを活用しながらサービスの向上や効率的、効果的な施設の管理運営を目指しているところである。一部で市外業者の指定管理者となっているものの、その従業者は全て地元での新規雇用者である。 なお、今後は、モニタリングの導入を検討する中で、地元雇用や利用者アンケートによる評価項目等を加味し、一層の地元雇用、サービスの向上に努める。	

施策		外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局	
9	河川・海岸・港湾の整備	1	<p>市が管理する河川の改修について、地域要望を踏まえた数カ年の年次計画を立て、河川未改修箇所の削減に向けた目標管理を図るべきである。</p>	<p>河川整備は下流からが原則である中、未改修の市管理河川は、下流で合流する府管理河川の改修待ちが多く、計画的な改修が難しいのが現状である。 平成23年度から下流の鳥取川改修が終わった木橋川の改修に着手するが、今後も下流河川の改修状況を見ながら目標管理を図ることに努める。</p>	建設部
		2	<p>アメニティー久美浜公園の管理事業は、「水辺の景観整備」という施策方針の事業であるが、この方針と公園の現状が合っていないため、公園の有効活用を図るべきである。</p>	<p>アメニティー久美浜公園では、平成22年度に木造の公衆用トイレを設置して、公園利用者の利便性の向上を図ったところである。また、公園に隣接する久美浜一区地区においては伝統的な街並みを保全・活用して地域の活性化を図ろうとする「街なみ環境整備事業」が実施されており、今後、こうした事業と連携しながら、より、広く京丹後市民や周辺に点在する観光施設に訪れる観光客が利用できるよう、久美浜一区地区と協働した地域振興資源としての活用を図ることに努める。</p>	
10	国際交流と地域間交流の推進	1	<p>国際交流事業及び地域間交流事業に関わることのない市民にとって、この施策の成果は伝わりにくい面がある。 このため、今後、都市間で交流事業を実施することの意義や、そこに市民がどのように関わっていただきたいのかということを知りやすく、また、積極的にPRしていくべきである。</p>	<p>都市間交流は、行政間だけでなく、文化・スポーツ団体や産業団体など団体相互での交流のほか、観光などによる市民レベルでの交流も重要であるため、交流事例をまとめ、広くPRする中で、交流の魅力を発信していくこととしている。 同時に、国際交流事業についても国際交流協会が主体となって取り組んでいるところであるが、活動の意義について広く認識を深めていただくため、市としてもその活動を市民に対して広く周知を図ることとしている。</p>	企画総務部
		2	<p>国際交流事業及び地域間交流事業については、観光分野との連携を図り、より効果のあるものにしていくべきである。</p>	<p>山陰海岸ジオパークの貴重な地質遺産を教育、観光、産業などに活用するため、市民をはじめ在住外国人も対象としたジオパークガイドを養成し、国内外から京丹後を訪れる観光客に対して、その魅力を効果的に発信するなど、交流のきっかけとなる場づくりを推進することとしている。 また、本市と友好都市提携を結んでいる中国亳州市からの観光客誘致を図るため、市観光協会が実施する亳州市行政及び観光関係機関の訪問事業に同行し、誘客を実現させるための協議及びPRを行う。 地域間交流事業に関しても、観光情報を相互に提供するしくみづくりを図ることとしている。</p>	

施策		外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局
11	若者の育成	1 高校生以上の青少年の参加が少ない理由は、参加できる事業自体が少ないためである。よって、この年代を対象とした意向調査を実施し、高校とも協力しつつ効果的な施策展開を図るべきである。	高校生の意見を把握することも必要であり、市内の高校生を対象に、まちづくりへの参加に関する意向調査を平成24年度に実施する。なお、併せて青年層の意向調査も実施し、その結果を踏まえ効果的な事業展開を図る。	教育委員会 事務局
		2 「まちづくりへの若者の参加促進」という施策方針に係る構成事業が「成人式開催事業」のみであるため、その他にも事業を実施するなどの工夫が必要である。	地域の若者が、地域づくりのための提言や地域の良さを外部に発信する活動を行う組織をつくることを目指している。まずは、この組織づくりに向け、交流事業を平成24年度に実施する。	
		3 町域を超えた交流事業や都市との交流事業は、子どもを成長させる効果的な事業であり、交流事業を経験した子どもが成長したとき、ボランティアとして支援者になるなど有意義な事業である。地域の協力を得ながら積極的に推進するべきである。	子どもの体験事業により、さまざまな校区や町域の子ども達が交流し、互いの理解や協力の必要性を感じてもらうことで、子ども達の健やかな成長を促していくことを目指す。	
		4 地域子ども教室等の事業は、土日の開催であり、スポーツ少年団活動と重なり、参加できない子どもも多いため、平日での事業実施に努め、できるだけ多くの子どもたちに参加してもらえるよう工夫するべきである。	子ども教室は、子どもの選択肢を広げ、より多くの子どもが地域で活動できるように現在の活動を継続して実施する。 なお、事業実施は指導者の都合によりですが、現在、平日に実施している教室もあり、より多くの子どもたちが参加できるよう、さまざまな状況を踏まえ事業展開を図っていくこととする。	

施策		外部評価結果 (今後の施策展開について)	外部評価結果を踏まえた今後の対応	担当部局
12	社会教育・スポーツの充実	1 公民館長や公民館主事になってもらいにくい状況、また、市の財政が厳しい中で、公民館活動について、このまま旧町ごとの活動を継続するのではなく、市として何をどのように取り組むべきかを充分議論し、展開していくべきである。	平成23年1月、社会教育委員会議から「京丹後市における今後の公民館体制及び運営のあり方について」の答申をいただいた。この答申を踏まえ、平成23年度に公民館再編計画を策定し、より効果的な公民館運営を図る。	教育委員会事務局
		2 公民館活動は、地域や人間関係を学ぶことができる有意義な社会教育活動であるが、その中には、社会教育活動として疑問に感じる活動もあるため、活動に関わる人材の育成強化を図るべきである。	公民館活動の充実や職員としての資質向上を図るため、地域公民館長や主事及び地区公民館職員を対象に、専任講師による研修を引き続き計画している。	
		3 公民館活動の中には、市の経費負担が僅かな事業がある。一般的に、市民の力だけで実施できると思われるこれらの事業に行政が関与する必要があるならば、行政が関与する意義を明確に持つておくべきである。	生涯学習都市を目指し、市の経費負担が僅かであっても、地域住民の教養の向上や、生活文化の振興のために、実施すべき公民館活動があると考えている。	
		4 「成人教育事業」「女性教育事業」「高齢者教育事業」の内容は、公民館活動と重なるところがあり、また、参加者も重なっている可能性もあるので、整理が必要である。	平成23年度に、女性教育事業及び高齢者教育事業を成人教育事業に整理統合することとした。 また、公民館事業と成人教育事業とは、事業内容は類似のものがあるが、公民館事業は旧町単位で実施し、成人教育事業は市単位で実施する。対象者が重なる可能性があるが、公民館事業は地元の地域をよく知り、その文化等を次の世代等に伝えていくために必要であり、一方で、成人教育事業は町域を超えた交流や体験ができる意義のある事業であることから、どちらの事業も引き続き推進していく。 ただし、財政的な面は十分考慮し進めていくべきと考えている。	
		5 図書館に関しては、効率性だけでなく専門性も重視しつつ、アウトソーシングの検討を図るべきである。	利用者の利便性や図書館サービスの一層の向上を図ることを基本に、人員体制や業務委託など管理運営の在り方について、適宜図書館協議会において検討する。	
		6 峰山いさなご施設、マスターズビレッジ、たちばな会館、網野教育会館について、設置目的や費用対効果等を踏まえ、施設の存在意義や市が管理運営する必要性を再検証するべきである。	峰山いさなご施設は、本年度指定管理者の応募がなかったものの、再度指定管理者制度への移行について引き続き検討する。 また、たちばな会館及び網野教育会館は、地元区に管理委託している状況であり、施設の管理運営のあり方等について、地元区を始め関係部局と協議を進める。	